

# 印鑑登録 代理人申請に必要な書類

※必ず2回以上来庁していただく必要があります。

## <来庁1回目>

### a.ご本人が登録に来ることができない証明

来庁できない理由	必要な証明
仕事のため	勤務証明書
入院・施設入所	入院・出張証明書
長期出張	
学生（遠方に下宿等しているため、帰省できない）	・在学証明書（1ヶ月以内、原本） ・居所のわかる書類 （賃貸契約書、公共料金領収書、消印のある郵便物等）

### b.代理人選任届（委任状）

### c.本人確認書類

1点書類・・・運転免許証、個人番号カード、身体障害者手帖、パスポート等
2点書類・・・保険証、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等

### d.登録する印鑑

**大量生産のもの、欠けている等変形しているもの、同じ世帯員が登録しているものと同一の印影のものは登録できません。**

### e.代理人の本人確認書類、認印

## <来庁2回目>

### a.照会書（うぐいす色の封筒のお手紙） **（必ず開封し、登録するご本人様が記入してください。）**

### b.本人確認書類（一回目に持参した書類と同じもの）

1点書類・・・運転免許証、個人番号カード、身体障害者手帖、パスポート等
2点書類・・・保険証、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等

### c.登録する印鑑

### d.代理人の本人確認書類、認印

（登録証再発行の場合は手数料400円）

### ※照会書の送付先

長期出張、入院・入所、学生の場合は居所に送付します。  
居所を証明するもの（賃貸契約書、公共料金領収書、郵便物等）をお持ちください。  
出張の場合の居所先は出張証明書に記入していただきます。

**（転送不要で送ります。）**

不明な点があればホームページ下連絡先にお問い合わせください。